

記載要領等**被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書****《使用目的》**

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた同条第7項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の2第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに同条第1項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第4項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から2か月を経過する日までです。

《記載要領等》

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から2か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受け、同法第12条の2第1項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。